

R8.3.30 第8回十日町”みんなの学校”プロジェクト 方針（たたき台2）へのグループワーク意見の反映

資料2

青字：削除 赤字：修正 下線：意見あったが原文のまま

※行目数字は、本稿の数字であり左列の本文とは若干前後します。

ページ	方針（たたき台2）	No	委員意見	意見の反映
2	<p>1. 十日町市が目指す教育の姿 (1) 育てたい子どもの姿（生徒の育成像） 十日町市が目指す子どもの姿は、十日町市立中学校のあり方検討委員会の提言（以下、「提言」という。）にも示されているように、生徒一人ひとりが自己肯定感や自己有用感を高め、自分のよさや可能性を認識しながら主体的に成長しようとする生徒です。（改行） また、集団の中で多様な考えに触れ、互いを認め合い、協力し合いながら、思考力・表現力・判断力や問題解決能力を高め、コミュニケーション能力やリーダーシップ、責任感を備え、主体的・協働的に行動できる生徒です。 さらに、これからの社会を生きる基盤となる確かな学力を身に付けるとともに、探究的な学びを通して、社会で活用できる知識や技能、規範意識を培い、社会の一員としてよりよく生きようとする姿勢を備えた生徒です。 こうした子どもの姿の実現に向け、学校・家庭・地域が連携し、次代を担う子どもの育成に取り組みます。</p>	1	この部分が一番大切であると考え、十日町の独自性がもう少し盛り込めないだろうか？	ご意見のとおり、「育てたい子どもの姿」は本方針の中でも最も重要な部分であり、十日町らしさをどのように表現するかは大切な視点であると認識しています。 その上で、この項目については、子どもたちが将来どのような社会においても必要とされる力を身に付けるという“普遍的な目標（ゴール）”を示すことを重視して整理しています。 一方で、十日町市の独自性については、当プロジェクト（以下、「PJ」と表記）での意見を踏まえ、この後に続く「地域資源を生かした学び」や「雪国ならではの生活や文化に触れる体験」など、具体的な教育の内容や取組の中で表現していく構成としています。 なお、十日町市の自然や文化、人とのつながりといった地域の特性については、本方針の「まえがき」において全体に通じる考え方として整理したいと考えています。その際、多様な視点からの共通認識を形成することが重要であることから、委員の皆様にご意見を伺い、その要素や方向性を整理した上で、表現や発信方法に反映していくことも有効な手法の一つと考えます。
		2	前段に十日町市は「どんなまち」や「何を目指している」等、市のコンセプトを述べたうえで始めたほうがよい。	本市では、今年度から5年間で期間とする第三次十日町市総合計画前期基本計画がスタートし、「雪と生きる。大地に遊ぶ。未来を創造するまち とおかまち」を目指すまちの姿として掲げています。また、その実現に向けて、「人にやさしいまちづくり」など4つの基本方針のもと、各分野の施策を推進しています。 学校教育については、この基本方針に基づき、「ふるさとに遊ぶ。共に生きる。自ら創る。」を目指す学校教育の姿として、本方針もその考え方を踏まえて策定するものです。 このため、ご意見の趣旨を踏まえ、「まえがき」において総合計画との関係性や市の目指す方向性を簡潔に整理する形で反映したいと考えています。
		3	内容ごとに小見出しをつけると主張がはっきりすると思う。 ・主体的に成長しようとする生徒 ・主体的・協働的に行動できる生徒 ・社会の一員としてよりよく生きようとする姿勢を備えた生徒	ご意見のとおり、主張を分かりやすく示すため小見出しの活用は重要な視点です。よって、文章構成上必要により方針文の中で加えてまいります。 一方で、「育てたい子どもの姿」については、それぞれの要素を個別に区切って示すのではなく、相互に関連し合いながら一体として育まれる姿を示すことが重要であると考えています。このため、小見出しによって区分するのではなく、段落を分けたうえで接続詞によりつながりを示すことで、内容のまとまりと一体性の両立を図る形で整理したいと考えています。 なお、本文については方針としての網羅性と整合性を重視しつつ、市民の皆様に分かりやすく伝えるため、方針内容が固まった後に要点を整理した「概要版」を別途作成することとします。
		4	良いこともあれもこれも詰め込みすぎている感がある。一言でわかりやすい簡潔に表現できないか。	ご意見のとおり、多岐にわたる内容を分かりやすく簡潔に伝えることは重要であると認識しています。 本方針は、これまでのプロジェクトにおいて多くのご意見をいただき、それらを踏まえて検討を重ねてきた経緯があることから、できる限り多様な視点を取り入れた内容として整理しています。そのため、結果として盛り込む内容が多くなっている面はありますが、これらはいずれも今後の学校づくりにおいて重要な要素であると考えています。 一方で、分かりやすさの観点も重要であることから、No3の意見反映のとおり「概要版」にまとめたいと考えています。
		5	2行目 自己肯定感や自己有用感を高め → 自己肯定感を削除	提言では、「自己有用感」と記載されています。当プロジェクトで「自己肯定感」の意見が多くあったことから加えています。その根拠としては、前回の「方針（たたき台）」のNo3で示したように、自己肯定感が土台となって自己有用感が育まれる関係にあると解するためです。このため、いずれも生徒の成長において重要な要素であり、どちらか一方を削除するのではなく、両者を一体として育んでいくことが重要であると考えています。 したがって、本方針においては現在の表現を維持したいと考えています。
		6	3行目 自分のよさ→自分の良さ	ご意見のとおり、「良さ」と漢字で表記することで意味が明確になるという考え方もあると認識しています。 一方で、教育分野においては「自分のよさ」という表現は、学習指導や生徒指導の中で広く用いられており、評価的・固定的な意味合いではなく、子ども一人ひとりの可能性や持ち味を柔らかく捉える表現として、あえてひらがなで表記されることが一般的です。 このため、本方針においても、子ども一人ひとりの多様な可能性を大切にすることを重視し、現在の表記を維持したいと考えています。

		<p>4行目(現)協力し合いーリーダーシップ責任感を備え (改)削除→修正案:互いに認め合い、応援し合い、主体的・協働的に行動できる生徒です。 (理由)現行の文章はすべての生徒に望まれる生徒像というよりリーダー向けの生徒の姿と感ずるため</p>	<p>ご意見のとおり、「すべての生徒にとっての姿として適切か」という視点は重要であると認識しています。 一方で、現行の記述は、思考力・判断力・表現力や問題解決能力といった資質と他者と関わりながら行動する力を一体的に育むことを示したものであり、特定の生徒に限ったものではなく、すべての生徒に求める力として整理しています。 特に「リーダーシップ」については、一部の生徒のみが担うものではなく、一人ひとりが場面に応じて主体的に関わり、周囲と協働する力として捉えています。この点、提言はもとより、PJ委員意見や児童生徒アンケート(以下、「アンケート」と表記)でも求める意見があったところでは、 また、「応援し合い」という表現については、その趣旨は重要であるものの、本方針では課題解決に向けて共に考え、役割を担いながら取り組む意味合いを重視していることから、「協力し合い」という表現が適切であると考え、現行のままとします。 一方で、ご意見のとおり、受け止め方によっては特定の役割に限定された印象となる可能性もあることから、すべての生徒に共通する力として理解できるよう「リーダーシップ」については削除します。</p>
		<p>8 3,6,9行目「生徒です」が3つでくだい感じがします。</p>	<p>ご指摘のとおり、「生徒です」という表現が繰り返されることで、ややくどい印象を受けることは認めません。 一方で、本項は「育てたい子どもの姿」を具体的に示す部分であり、提言やPJ委員意見を反映させて整理したものです。それぞれの段落において目指す姿を明確にするため、「生徒です」と言い切る形で整理しています。これをまとめると文章が長く分かりづらくなります。 No3の意見反映のとおり「概要版」では、すっきりまとめられると考えます。</p>
		<p>9 教育の姿という言葉に違和感あり。「～市が目指す教育」でいいのでは？</p>	<p>本項は、本方針におけるビジョン及び理念に当たる部分として位置付けています。 その上で、「教育の姿」という見出しは、本方針において目指す生徒の具体的な成長の様子や教育活動の在り方など、実現される状態を総合的に示すために用いているものです。理念としての基本的な考え方とビジョンとしての実現される状態の双方を含め、実際の教育の在り方を具体的かつ視覚的にイメージできるようにする観点から、当該用語を採用しています。</p>
		<p>10 7行目 基盤となる確かな学力を → 確かな学力が判明しているようで違和感 変化に柔軟であることが大事</p>	<p>「基盤となる確かな学力」については、特定の知識や能力を固定的に捉えるものではなく、変化の激しい社会においても主体的に学び続けるための基盤となる力を指すものです。これは、基礎的・基本的な知識・技能に加え、それらを活用する思考力・判断力・表現力や、学びに向かう力・人間性等を含めた総合的な学力として位置付けられており、社会の変化に柔軟に対応できる力を育む観点とも一致するものです。 したがって、「確かな学力」は固定的な内容を示すものではなく、変化に対応しながら発展していく力の基盤として用いている表現です。</p>
		<p>11 10行目(現)学校・家庭・地域が連携し (改)家庭・学校・地域が連携し (理由)まず家庭での基本的な教育が親の義務であり、一番にすべきと考えます。</p>	<p>「学校・家庭・地域が連携し」という記載順については、本方針が中学校づくりに関する方針であることから、学校を中心に据えて記載しているものです。 一方で、家庭における教育の重要性については十分認識しており、各主体はそれぞれの役割を果たしながら相互に連携することが不可欠であると考えています。 したがって、本記載は役割の優先順位を示すものではなく、本方針の対象とする施策の中心が学校であることを踏まえた表現として整理しています。</p>
<p>1. 十日町市が目指す教育の姿 (2)新しい学校で大切にしたい教育 (未来を切り拓いていく力を育む教育) 新しい学校において大切にしたいことは、前項で示した「育てたい子どもの姿」の実現に向けて、生徒一人ひとりが安心して自分らしく学び、仲間や地域と関わりながら主体的に未来を切り拓いていく力を育む教育です。その基盤として、互いを認め合い、教職員や友だちなどに安心して相談できる関係性のもとで協力しながら成長できる明るく温かな学校づくりを進めます。 (親和性の高い学校運営の推進) このため、本市がこれまで推進してきた「居心地のよい学級づくり」を一層発展させ、教職員と生徒との信頼関係を基盤とした親和性の高い学校運営を推進します。これにより、自己肯定感・自己有用感の育成を進めるとともに、不登校の未然防止やいじめの早期認知・組織的対応の充実を図ります。 (主体的・対話的で深い学び等の推進) また、基礎・基本の確実な定着を図る教科指導を土台とし、主体的・対話的で深い学びや個別最適な学び、協働的な学びを一体的に推進します。これにより、生徒の主体性や課題解決能力、コミュニケーション能力や社会性の育成を図ります。あわせて、多様性を認め合うインクルーシブな教育環境のもとで、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、誰もが安心して学び続けることができる学校づくりを進めます。</p>	<p>12 小見出しをつける ・未来を切り拓いていく力を育む教育 ・親和性の高い学校運営 ・主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び、協働的な学び ・地域資源や人材を生かした学習やキャリア教育 ・「学校は楽しい」と実感できる教育</p>	<p>本項は、本方針における教育の方向性を総合的に示したものであり、特に次項以降の内容を網羅的に関連付ける導入的な位置付け、いわゆるリードの役割を担う部分として示しています。 一方で、本方針では次項以降において施策を項立てして体系的に見出しを付けて整理していることから、本項において同様に小見出しを設けることは、全体の構成の重複につながります。 このため、正式な項立ては行わず、文章構成を維持したまま内容のまとまりを分かりやすく示す手法として、()による小見出し的な表現を用いることとします。 なお、次項以降を新たに項立てし文章を整理します。</p>	
		<p>13 1行目「新しい学校…」とあるが、3ページ(3)の1行目「本市の新しい中学校においては…」とある。意図があるならよいが、統一したほうがよいかと。</p>	<p>3ページ(3)の1行目「本市の新しい中学校においては…」を「本市では」に改めます。</p>
		<p>14 4行目 安心して相談できる関係性とは、誰と誰の関係性かがわかりにくい</p>	<p>学校では、生徒同士や教職員、保護者、地域の方々、専門スタッフなど多様な関係性があることから、特定の関係性に限定することなく、幅広いつながりを含む概念として示すことが適切と考えています。 しかし、表現としては、関係性を限定しない形を基本としつつ、「教職員や友だちなど」の関係の代表的な例を補足的に示すことで、分かりやすさの向上を図ることが適切であると考えています。</p>
		<p>15 7行目 親和性の高い学校運営→何と親和性が高いかわからない</p>	<p>この表現は、直前に示している「教職員と生徒との信頼関係を基盤とした」という記述を受け、教職員と生徒との関係性と調和し、その関係性を生かした学校運営を行うという趣旨で用いているものです。 このため、文脈としては前段とのつながりの中で意味が成立しているものと考えています。</p>

2	<p>(キャリア教育の推進)</p> <p>さらに、地域資源や人材を生かした学習やキャリア教育を推進し、ふるさとへの愛着を深めるとともに、社会の一員として自らの生き方を主体的に考え、自立していく力を育みます。</p> <p>(「学校は楽しい」と実感できる教育の実現)</p> <p>これらの教育活動を支えるため、教職員の専門性を生かした指導・支援体制の充実を図り、<u>まず、また、誰もが相談しやすく学びやすく安心して過ごせる学校環境や施設の整備充実を進めます。</u>これらの取組を通して、生徒が「学校は楽しい」と実感できる教育の実現を目指します。</p>	16	8行目 不登校→資料2「意見の反映」欄のとおり整理してみてはどうか。	<p>ご意見のとおり、不登校に関する考え方について丁寧に示すことは重要であると認識しています。</p> <p>一方で、本項は新しい学校において大切にしたい教育の方向性を総合的に示すことを目的としており、特定の課題について詳細に記述することは、記述のバランスを欠くおそれがあります。</p> <p>このため、「不登校の未然防止」という表現については現行のとおり簡潔に位置付けることとし、その趣旨や考え方については、これまでお示している見解のとおり、説明の場等において丁寧に補足していくことが適当であると考えています。</p>
	17	10行目 主体的・対話的で深い学び、個別最適な学び、協働的な学びの一文と、続く行の内容の説明のつながりがわかりにくい。例えば、一人ひとりの～支えること(個別最適な学び)などに整理する。	<p>「主体的・対話的で深い学び」や「個別最適な学び」については、次項以降においてそれぞれ具体的に記述していることから、本項において詳細に説明を加えると、記述の重複や構成上の分かりにくさにつながるおそれがあります。</p> <p>このため、本項ではこれらの学びを一体的に推進する方向性を示すにとどめ、具体的な内容については次項以降で整理して示す構成とすることが適当であると考えています。</p>	
	18	13行目 (現)一人ひとり (改)生徒一人ひとり (理由)統一感	「生徒一人ひとり」に改めます。	
	19	14行目 教育的ニーズに応じた学びを支える→保障する 学校がもともとあるものをサポートするというより、確実に提供する 意味合いを持たせたい。	<p>ご意見のとおり、「保障する」という表現は、教育機会を確実に提供する責任を明確に示す点で重要な観点であると認識しています。</p> <p>一方で、本方針においては、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを、個々の状況に寄り添いながら柔軟かつ継続的に実現していくという観点を重視しており、その過程を表す表現として「支える」という用語を用いています。</p> <p>この「支える」という表現は、単に補助的な意味にとどまるものではなく、生徒一人ひとりに寄り添いながら継続的に関わる、いわゆる伴走型支援の考え方を含むものであり、必要な学びを確実に提供していくという教育機会の確保の趣旨も内包しています。</p> <p>また、関係法との整合性を鑑み、本方針においては現行の表現を用いることが適当であると考えています。</p>	
	20	14行目 (現)誰もが安心して (改)安心して (理由)前文に「一人ひとりの」とあるのでくどいかな？	「誰もが」を削除します。	
	21	19行目(現)これらの教育活動を支えるため (改)キャリア教育、ふるさとへの愛着、自立していくための教育活動を支えるため (理由)これらでひとくくりにしてはわかりにくいので、具体的にもう一度主語を入れるため	<p>ご意見のとおり、「これらの教育活動を支えるため」という表現については、内容を具体的に示すことで分かりやすくなるという考え方もあると認識しています。</p> <p>一方で、本項における「これらの教育活動」は、文章中の前段にある一連の教育内容(生徒の育成像の実現に向けた学び、学校づくり、各種教育活動等)を総括的に受ける表現として用いているものです。</p> <p>このため、特定の事項を列挙してしまうと、かえって対象が限定的に受け取られるおそれがあり、本来意図している包括的な意味合いが伝わりにくくなる可能性があります。</p> <p>したがって、本方針においては現行のように包括的に受ける表現とすることが適当であると考えています。なお、括弧書きの小見出しを付けましたので、「これら」の指す部分が明確になると考えます。</p>	
22	20行目 (現)誰もが相談しやすく学び (改)訂正前の文章である。	「学びやすく」に改めます。		
	<p>1. 十日町市が目指す教育の姿</p> <p>2. 多様な学びの充実</p> <p>(1) 主体的・対話的で深い学び</p> <p>本市の新しい中学校においてでは、生徒一人ひとりが学ぶ意味を自覚し、自ら課題を見だし、仲間や社会との関わりの中で思考を深めながら学び続ける力の育成を図ります。</p> <p>そのため、授業においては、生徒が学習への見通しを持って粘り強く取り組み、振り返りを通して理解を深め、次の学習や自己の成長につながる主体的な学びを重視します。また、生徒同士の協働的な活動における対話や地域社会の様々な人材との関わりを通して多様な考えに触れ、自らの視野を広げながら理解を深める対話的な学びを推進します。</p> <p>さらに、知識の習得にとどまらず、それらに関連付けて活用し、課題解決や新たな価値の創造につながる深い学びを実現することにより、これからの社会を主体的に生き抜く資質・能力の育成を図ります。</p>	23	項タイトルを「授業で重視したい学び」として、・主体的な学び、・対話的な学び、・深い学び を小見出しにして項だてにしてはどうでしょうか	<p>本方針の構成については、教育の理念や方向性を示す総論と、具体的な教育内容や取組を示す各論を明確に区分することにより、より分かりやすく体系的に整理することが重要であると考えます。</p> <p>このため、1項は本市が目指す教育の基本的な考え方を示す総論として位置付けるとともに、従来1項に含めていた主体的・対話的で深い学び等に関する内容については、新たに「多様な学びの充実」として項を設け、以降の項を教育内容の各論として整理することとします。「充実」という表現は、既存の取組を基盤としつつ、その質的向上と内容の深化を図り、教育活動全体の発展を目指す趣旨を示すものです。</p> <p>このような構成とすることで、理念と具体的な取組の関係性が明確となり、本市が目指す教育の姿をより分かりやすく示すことができるものと考えます。</p>
		24	7行目 「振り返りを通して学びを次につなげる主体的な学びを…」学びが近接。また「次につなげる」が次世代へなのか、個々のステップアップのことか混同。「向上」「成長」「発展」「前進」などの言葉に変えては？	<p>ご意見のとおり、「学び」という語が近接して用いられており、文章としてやや分かりにくい印象を与える可能性があります。</p> <p>一方で、本項目は「主体的・対話的で深い学び」という一体的な概念を踏まえ、それぞれの要素を明確に示すことを意図していることから、「主体的な学び」という表現自体は維持する必要があります。</p> <p>このため、表現の趣旨を損なわない範囲で、「学び」の一部を「理解」に置き換えることにより、意味の明確化と読みやすさの向上を図る方向で整理します。また「次につなげる」の趣旨を明確にするため、「振り返りを通して理解を深め、次の学習や自己の成長につながる主体的な学び」とし、内容の連続性が伝わる表現とすることが適切であると考えています。</p>

		25 11行目 資質・能力の育成を図ります → 資質・能力を育成します。	「資質・能力の育成を図ります」という表現は、本方針が学校の教育内容を示すとともに、本市が施策として教育環境の整備や取組の推進を行うことが根底にあつての表現です。このため、「育成します」とするよりも、「育成を図ります」とすることで、本市が教育活動の充実や条件整備を進め、その中で資質・能力の形成を支えていくという役割を適切に表現することができます。以上のことから、本方針においては、行政施策としての位置付けと教育の本質の双方を踏まえ、「資質・能力の育成を図ります」という表現を用いることが適切であると考えます。
3	<p>2. 多様な学びの充実 (3) 小中一貫教育の推進 本市では、少子化の進行や学校の小規模化、学力や不登校などの教育課題に対応し、すべての子どもが安心して成長できる教育環境を実現するため、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進しています。 今後も小学校から中学校への円滑な接続を図り、発達段階に応じた連続性のある学びを保障するとともに、教職員の協働による指導体制の充実や生徒指導・教育相談の一体的な取組を進めます。 また、コミュニティ・スクールの推進など地域とともに歩んできた本市の教育の特色を生かし、ふるさとへの愛着と誇りを育む教育を小・中学校を通じて系統的（9年間を見通した段階的な学び）・広域的（学区全域を視野に入れた学び）に展開します。 これらの取組を踏まえ、新しい中学校においては、本市が目指す教育の姿の実現を図る小中一貫教育の理念を基盤として、それぞれの生徒に応じた支援の充実を図ります。</p>	<p>26 小見出しをつける ・連続性のある学びの保障と教職員の協働 ・ふるさとへの愛着と誇りを育む教育 ・個に応じた支援の充実</p> <p>27 4行目(現)円滑な接続を図り (改)スムーズな繋ぎを目指し (理由)言葉がわかりにくく、図るという言葉に違和感を感じます。 (よって目指すくらいにしておいて良いのでは)</p> <p>28 7行目「また地域とともに歩んできた」→「また」と「地域とともに～」の間に、「コミュニティスクールの推進など」を入れる。</p> <p>29 7行目「地域ともに」→ それぞれの地域とともに</p> <p>30 11行目 個に応じた支援の充実を図ります。→ 個に応じた支援を充実します。</p> <p>31 11行目(現)個に応じた支援の充実 (改)それぞれの生徒に応じた支援の充実 (理由)個という表現が、この場合適切ではないと考えます。</p>	<p>ご意見は、本文の構成をより分かりやすく整理する観点から有意義な提案であると受け止めています。ご指摘のとおり、本項は「連続性のある学びの保障と教職員の協働」など複数の要素で構成されており、小見出しを設けることで内容の視認性や論点の明確化が図られる効果が期待されます。 一方で、本方針は全体として記述の統一性や構成の一体性を重視し、項ごとの文章の流れの中で施策相互の関連性や連続性を示していることから、小見出しの多用はかえって構造の分断を招く懸念もあります。特に本項においては、小中一貫教育の理念のもとに各取組を有機的に位置付けているため、現行の文章構成にも一定の合理性を持たせています。 このため、本方針における小見出しの設定については、方針全体の記述ルールや他項とのバランスを踏まえ、適切に判断します。なお、概要版等においては、ご意見を参考にさせていただき、要素ごとに整理した見出しを付すなど、分かりやすさの向上に努めていきます。</p> <p>ご意見は、表現の分かりやすさの観点からの提案として受け止めています。 一方で、「円滑な接続を図り」という表現は、「十日町市小中一貫教育基本計画」との用語の整合性を踏まえて用いているものであり、本市における小中一貫教育の取組を一体的・継続的に推進していく趣旨を示すものです。 計画間で用語の統一を図ることは、施策の方向性や内容の一貫性を担保する上で重要であることから、本方針においても同様の表現を用いることが適切であると考えます。 このため、本項の表現については原文のとおりとします。 ご意見のとおり「コミュニティスクールの推進など」を加えます。</p> <p>ご意見は、地域ごとの実情や多様性をより明確に示す観点からの提案として受け止めています。 一方で、「地域とともに歩んできた」という表現は、本市の各地域における取組や関わりを包括的に含む趣旨で用いており、特定の地域に限定することなく、市全体としての教育の歩みを表現するものです。このため、「それぞれの地域とともに」と明示的に加えなくとも、現行の表現において同様の意味合いは十分に包含されていると考えます。 以上のことから、本項の表現については原文のとおりとします。</p> <p>ご意見は、表現を簡潔にする観点からの提案として受け止めています。 一方で、「充実を図ります」という表現は、施策として計画的・継続的に取組を進め、その実現に向けて働きかけていく姿勢を示すものです。 これに対し、「充実します」とした場合、表現としては簡潔になりますが、施策としての取組過程を示すニュアンスが弱まる面があります。 また、本方針においては、他の箇所でも同様に「図る」という表現を用いており、記述の統一性を確保する観点からも整合を図る必要があります。 以上のことから、本項の表現については原文のとおりとします。</p> <p>ご意見は、表現の分かりやすさおよび対象の明確化の観点からの提案として受け止めています。 「個に応じた支援」という表現は教育分野において一般的に用いられる用語ではありませんが、ご指摘のとおり、「それぞれの生徒に応じた支援」とすることで、支援の対象がより具体的に伝わりやすくなると考えられます。 このため、本項の表現については、「それぞれの生徒に応じた支援の充実」に改めます。</p>
	<p>2. 多様な学びの充実 (4) 特別な支援が必要な生徒の学びの充実とインクルーシブ教育の推進 本市は、特別支援学級や特別支援学校等をはじめ多様な学びの場を整え、生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた柔軟で連続性のある支援体制を構築します。 また、関係機関や家庭と連携しながら、生徒の状況に適した「個別的教育支援計画」等を作成し、長期的な視点に立った切れ目のない支援を行います。さらに、学習上・生活上の合理的配慮を基本とし、学習環境の整備や教育支援員の配置などを行うことで、生徒の自立に向けた力を育みます。 そのうえで、障がいの有無等にかかわらず、すべての生徒が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育を推進します。これにより、生徒が相互理解を深め、多様性を認め合う共生社会の担い手として成長できる教育を目指します。</p>	32 小見出しをつける ・柔軟で連続のある支援 ・長期的な支援に立った切れ目のない支援 ・合理的配慮を基本とした体制の整備 ・インクルーシブ教育の推進	<p>ご意見は、本文の構成をより分かりやすく整理する観点から有意義な提案であると受け止めています。ご指摘のとおり、本項は「柔軟で連続性のある支援体制の構築」など複数の要素で構成されており、小見出しを設けることで内容の視認性や論点の明確化が図られる効果が期待されます。 一方で、本方針は全体として記述の統一性や構成の一体性を重視し、項ごとの文章の流れの中で施策相互の関連性や連続性を示していることから、小見出しの多用はかえって構造の分断を招く懸念もあります。特に本項においては、支援体制の構築から個別計画に基づく支援、合理的配慮、インクルーシブ教育の推進までを一体的に位置付けているため、現行の文章構成にも一定の合理性があります。 このため、本文における小見出しの設定については、方針全体の記述ルールや他項とのバランスを踏まえ、適切に判断します。なお、概要版等においては、ご提案の視点を活かし、要素ごとに整理した見出しを付すなど、分かりやすさの向上に努めていきます。</p>

		33	2行目(現)構築します。 (改)整えます。 (理由)この個所の場合は、前の関係から構築という言葉は少しかたいような気がします。	ご意見のとおり、「構築します」という表現はやや硬さを伴うため、「整えます」とすることで文章全体の語調がやわらぎ、読みやすさの向上が図られるという点は理解できます。 一方で、本項における「連続性のある支援体制」は、多様な学びの場の整備や関係機関との連携を含め、計画的・体系的に組み上げていくべき仕組みを指していることから、「構築します」という表現には、そうした体制を意図的に形成していくという意味合いを明確に示す意図があります。 このため、表現の平易さという観点からは重要であるものの、施策の性質や行政計画としての位置付けを踏まえ、本項においては現行の「構築します」という表現を維持することが適切であると考えます。 なお、概要版等においては、より分かりやすい表現とすることも含め、対象に応じた記述の工夫に努めてまいります。
		34	3行目 生徒の状況に即した→適した 即したは合わせる、従うという意味なので、適した「ふさわしい、よく合う」という方がよいのでは	「適した」に改めます。
		35	7行目 「障がいの有無にかかわらず」は悪い表現ではないが、→ 「生徒(子供達?)の特性にかかわらず」	ご意見は、生徒一人ひとりの多様な特性に着目すべきという観点から重要であると受け止めています。 一方で、「障がいの有無等にかかわらず」という表現は、これまでの区分を前提にその垣根を越えて共に学ぶ姿を明確に示すとともに、「等」を付すことで多様な背景や特性も含めて捉える意図によるものです。 このため、一定の具体性を確保する観点から現行の表現を維持しますが、ご意見の趣旨については説明等で丁寧に補足してまいります。
		36	インクルーシブ教育の説明がほしい	語句等の解説は内容が固まった段階で、ページ下に加えます。
4	2. 多様な学びの充実 (2)個別最適な学びと協働的な学び 本市では、生徒一人ひとりの興味・関心や理解の状況、学習の進度に応じたきめ細かな支援を行い、それぞれの可能性を最大限に伸ばす個別最適な学びの充実を図ります。 その実現に当たっては、ICT(情報通信技術)を効果的に活用し、学習履歴の活用や教材の多様化、学びの見える化を進めます。また、学習環境の整備や指導体制の充実により、すべての生徒が安心して学びに向かうことができる環境を整えます。 あわせて、異なる考えを持つ仲間との協働的な学びを重視し、対話や協働作業を通して理解を深め、新たな気付きや価値を生み出す学習活動を推進します。 これらを一体的に進めることで、互いに高め合う学びを実現し、社会の中で主体的に協働できる力の育成を図ります。	37	小見出し ・ICTの効果的な活用 ・安心して学べる環境整備 ・対話や協働作業を取り入れた学習活動	ご意見は、本文の構成をより分かりやすく整理する観点から有意義な提案であると受け止めています。小見出しを設けることで、ICTの活用、学習環境の整備、協働的な学びといった要素が明確になり、視認性の向上が期待されます。 一方で、本方針は全体として記述の統一性や施策間の連続性を重視しており、本項においても各要素を一体的に示す構成としていることから、小見出しの設定については方針全体との整合を踏まえ適切に判断します。なお、概要版等においては、ご意見を参考にさせていただき、要素ごとに整理した見出しを付すなど、分かりやすさの向上に努めていきます。
		38	8行目 「異なる考え」→「多数の意見」など、もう少しやわらかくてもいいのでは？	ご意見は、表現をより受け止めやすくするという観点からのものとして受け止めています。「多数の意見」などの表現は、やわらかさという点で参考になると考えます。 一方で、「異なる考え」は、多様な価値観や立場の違いを踏まえ、対話を通して理解を深めていくという協働的な学びの趣旨を分かりやすく示す表現でもあります。そのため、この部分の表記は原文のとおりとします。
4	2. 多様な学びの充実 (5)キャリア教育の推進 本市におけるキャリア教育は、単に進路選択のための指導にとどまらず、生徒一人ひとりが自分のよさや可能性を理解し、社会との関わりの中で主体的に生き方を考え、将来の自立に向けて必要な資質・能力を育む教育として推進します。 そのため、教科等の学習や学校生活のあらゆる場面を通して、 自己理解や他者理解を深める学び、課題を主体的に解決する学び 協働しながら社会に参画する学びを重視します。また、地域や社会と関わる学びを通して、生徒が社会の一員としての役割を自覚し、働くことや社会に貢献することの意義を実感できる機会を創出します。 さらに、発達段階に応じて、将来を見通しながら自らの進路を選択し実現していく力を育成するため、学校教育全体の中にキャリア教育を位置付け、家庭・地域・関係機関と連携した体系的な取組を推進します。これにより、生徒が自分らしい生き方を主体的に切り拓き、変化の激しい社会においても他者と協働しながら未来を創造していく力を育みます。	39	小見出し ・学校生活のあらゆる場面 ・地域や社会と関わる学び ・家庭・地域・関係機関と連携した体系的な取組	N037の見解のとおりです。
4	3. 目指す教育の姿の実現に必要な教育環境の整備 中学校の再編にあたり、生徒が安心して通い、楽しく学び、将来につながる力を身に付けられるよう、次のとおり教育環境の整備を進めます。 そのために、次のような教育環境の整備を進めます。 (1)必要な教育体制 まず、ICT・通信環境を整え、学校に限らず自宅や公の施設などでも学べる環境を構築します。これにより、大雪や災害などがあっても学びを継続できる体制を確保するとともに、他地域や多様な人につながる学習を可能にします。一方で、生徒が安全に情報を活用できるよう、情報モラル教育の充実を図るとも	40	小見出し ・ICTや通信環境の整備 ・相談しやすい体制や環境の整備 ・切れ目のない支援体制の構築	N037の見解のとおりです。
5		41	2行目 (現)一人ひとり (改)生徒一人ひとり (理由)統一感	「生徒一人ひとり」に改めます。

5	<p>に、必要に応じて専門的知見を有する関係機関や専門職と連携し、情報発信に伴う被害の防止や事故の未然防止に努めます。</p> <p>3. 目指す教育の姿の実現に必要な教育環境の整備 (2) 必要な学校施設 校舎や設備については、空調や雪対策、防犯対策を充実させ、誰にとっても使いやすいユニバーサルデザインに配慮した学校施設の整備を進めます。また、教科ごとの教室や自由に使える学習スペースなど、多様な学び方に対応できる教室や体育施設等の整備を検討します。 給食では食育にも力を入れ、地元の食材や食文化を学ぶ機会を充実させます。あわせて、運動や文化・芸術活動に取り組みやすい環境を整え、心と体の健全な成長を支えます。 また、環境にやさしい学校づくりを進めるとともに、災害時には地域の避難所として機能する学校施設の整備を図ります。 これらの取組を通して、すべての生徒が安心して学ぶことができる教育環境を整備します。</p>	<p>小見出し ・誰もが使いやすい学校 ・様々な学び方に対応できる学校 ・心と体の健全な成長を支える学校 ・環境に優しい学校</p> <p>42</p> <p>環境にやさしい学校づくりとは？ 十日町市が考える環境にやさしい基準は？</p> <p>43</p> <p>2行目 バリアフリー → ユニバーサルデザイン</p> <p>44</p> <p>3行目 「さまざまな学び方に対応できる教室や体育施設等の検討」中学校設置基準が想定する教室数や広さを上回るものを検討すると解してよいか。よいとすれば大変うれしいが可能か</p> <p>45</p> <p>4行目 整備を検討します。→プロジェクトで検討したのでは？ 目指します/実現します と記載してもらいたい</p> <p>46</p> <p>5行目(現)給食や食育にも (改)食育にも (理由)食育には給食も含まれていると考えられるから</p> <p>47</p> <p>10行目 「生徒が安心して～」→生徒の前に「すべての」を追記。 他の文章も同じく。</p> <p>48</p>	<p>N037の見解のとおりです。</p> <p>「環境にやさしい学校づくり」については、本市が掲げる2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指す取組(いわゆるゼロカーボンシティ)や、「十日町市環境基本計画」等に定める方針を基準として整合を図りながら推進するものです。 具体的には、上記計画に即し校舎整備において高断熱化・高効率設備の導入等による省エネルギー化を図るとともに、太陽光発電設備の導入など再生可能エネルギーの活用を検討します。あわせて、国・県と連携したZEH水準の考え方も踏まえ、エネルギー収支の最適化に配慮した施設整備を目指します。 さらに、豪雪地域である本市の特性を踏まえた雪対策と省エネルギーの両立、環境負荷低減に資する設備・資材の活用、さらには学校生活を通じた環境教育(食育や地域資源の活用を含む)の充実を図ります。 このように、本市の環境施策と連動した施設整備および教育活動を一体的に進めることにより、「環境にやさしい学校づくり」を具体化していきます。</p> <p>「バリアフリー」を「ユニバーサルデザイン」に改めることについては、「誰にとっても使いやすい学校」を目指す本方針の趣旨に照らし、より適切な表現であると考えます。 「ユニバーサルデザイン」は、年齢や能力、障がいの有無等にかかわらず、すべての人が利用しやすい環境をあらかじめ設計するという、より包括的な考え方であると解します。 このため、本市の目指す学校像を明確に示す観点から表現を「ユニバーサルデザイン」改めることとし、施設整備に当たっては、従来のバリアフリーの視点も含めて推進していきます。</p> <p>中学校設置基準(省令)は学級数や生徒数等に応じた教室数や面積などの最低基準を定めたものであり、「公立学校」としての施設整備に当たってはこれを満たすことが前提となります。また、学校建設に当たっては義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律等により学校の適正規模等の条件が示されています。 その上で、本方針における「さまざまな学び方に対応できる教室や体育施設等の整備」については、今後の生徒数の推移や教育内容の充実、学校運営の在り方等を踏まえ、必要性や効果、財政面とのバランスを総合的に勘案しながら検討することとなります。 「整備を検討します」を「目指します/実現します」とすべきとのご意見については、方針としての方向性をより明確に示すという点で理解できるものです。 一方で、本方針は今後の具体的な設計や生徒数の動向、教育ニーズ、整備財源等を踏まえながら具体化していくものであり、現時点で実現を断定する表現とすることは適切ではありません。特に、前回で説明しましたように将来にわたる予算の確保を計画上あらかじめ確定的に位置付けることは、関係法の趣旨からも制約があります。 このため、表現としては「検討します」を基本としつつ、実現に向けて着実に取り組んでいくことにより、方針の具体化を図っていきます。</p> <p>「給食では」に改めます。</p> <p>「生徒」の前に「すべての」を追記すべきとのご意見については、本方針全体で包摂性や公平性を重視していること、また他の記述においても同様の表現が用いられていることから、表現の統一を図る観点で適切なものと考えます。 このため、必要な部分には「すべての生徒」とする表現へ改めることとします。</p>	

5	<p>4. 学校マネジメント（運営管理、職員の働く環境等）</p> <p>新しい中学校においては、教職員が専門性を十分に発揮し、生徒一人ひとりに丁寧に向き合うことができる学校運営の実現を目指します。そのため、働き方改革の視点を踏まえた学校マネジメントの充実を進めます。</p> <p>また、学校の適正規模化の効果を生かし、組織的な校務運営と多様な人材の参画により、教育の質の向上と教職員の働きやすさの両立を図ります。</p> <p>(1) 働きやすく充実した指導ができる体制</p> <p>教職員が本来の教育活動に専念できるよう、校務の分担と組織的運営を進め、効率的な勤務体制を整備します。</p> <p>その一環として、教科担任制の充実や校務分掌の適正化を図り、教職員が専門性を生かした役割を担える体制を構築します。また、ICTの活用や共同学校事務の機能強化により事務負担の軽減を進めるとともに、部活動の地域展開や授業における外部人材の活用を推進し、教育活動の充実と教職員等の勤務時間の適正化の両立を図ります。</p>	49	<p>小見出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性を生かした役割分担 ・事務負担の軽減 ・教員活動と勤務時間の適正な両立 	N037の見解のとおりです。
		50	3行目「校務分掌の適正化を図る」主体者は誰か？ 校務分掌は校長のすること。教育委員会の指導・助言は受けるものの主体は校長。	<p>校務分掌の決定および運用は、法令等に基づき校長の職務権限に属する事項です。したがって、個々の学校における具体的な校務分掌の編成・見直しは、校長の責任と判断のもとで行われるものです。</p> <p>一方で、教育委員会は、学校の組織編制、教育課程等について管理し、執行する権限を有しています。このため、本方針における「校務分掌の適正化を図り」という表現については、権限の所在が不明確となるおそれがあることから削除します。</p> <p>部活動については、従来、一定規模の教職員体制のもとで学校単位により運営されてきましたが、文科省の方針においては、単に教員数の多少にかかわらず、学校のみで部活動を担い続けることには限界があると指摘しています。</p> <p>その背景には、少子化の進行により部活動の維持が困難となっていることや生徒のニーズの多様化、さらには教職員の長時間勤務の是正といった課題があり、これらは個々の学校の規模や教員数のみで解決できるものではありません。</p> <p>このため、文科省では、部活動を「学校単独で実施するもの」から、「地域と連携・協働しながら実施するもの」へと転換し、生徒にとって望ましい活動環境を持続的に確保することを目指しています。</p> <p>本方針における「部活動の地域展開」は、このような国の方向性を踏まえ、学校の教職員数の多寡にかかわらず、地域の人材や団体と連携しながら、生徒の多様な活動機会の確保と教職員の負担軽減を両立するための取組として位置付けているものです。</p>
		51	5行目「部活動の地域展開」とあるが、1校にまとまりある程度の教員数がいても学校として部活動をするのは難しいのか。	<p>「部活動の地域展開」とは、これまで主に学校の教職員が担ってきた部活動について、地域のスポーツ団体や文化団体、指導者等と連携し、学校外の資源も活用しながら実施していく取組を指します。市では、今年度中においてすべての休日の部活動が地域クラブで実施されます。</p>
		52	5行目 部活動の地域展開	<p>ご意見の「教育活動と勤務時間の適正な両立」については、「教育活動の充実」と「教職員等の勤務時間の適正化」という二つの要素を両立させる趣旨で用いているものです。</p> <p>つまり生徒に対する教育の質を確保・向上させることと、教職員の長時間勤務の是正を図り、適正な勤務環境を実現することは、いずれも重要な課題であり、どちらか一方に偏るのではなく、双方を同時に実現していく必要があるという考え方に基づくものです。</p> <p>しかしながら、「両立」という表現のみでは係り受けが明確でないのご指摘も踏まえ、「教育活動の充実と教職員等の勤務時間の適正化の両立」に改めます。</p> <p>本方針における「教科担任制の充実」とは、制度そのものを新たに導入する趣旨ではなく、学校の適正規模化により教職員数や組織体制の充実が図られることを踏まえ、教員一人ひとりの専門性をより効果的に発揮できる指導体制を構築することを指しています。</p> <p>具体的には、複数教員による指導体制の充実、教科内での連携強化などにより、指導の質の向上と教職員の負担軽減の両立を図るものです。</p> <p>なお、No50の見解のとおり、本項においては、「校務の分担と組織的運営など」に内容を整理するためこの表現は削除します。</p>
		53	6行目「教育活動と勤務時間の適正な両立」両立という言葉は何にかかっているのか	No54の見解のとおりです。
		54	教科担任制の充実とは、何をイメージすればよいか。中学校はもとも教科担任制。マネジメントで充実させるというのは、どういうことか。→不明な表現は避けた方がよい	
5	<p>4. 学校マネジメント（運営管理、職員の働く環境等）</p> <p>(2) やりがいを持って働ける環境づくり</p> <p>教職員が教育への意欲と誇りを持ち、協働しながら成長し続けられる職場環境の形成を目指します。</p> <p>そのために、教職員同士が支え合い、学び合う組織文化を育むとともに、授業改善や研究活動に取り組む時間の確保に努めます。また、適切な業務量管理を行い、心身の健康保持とワーク・ライフ・バランスの向上を図ることで、安心して長く働き続けられる環境を整備します。</p>	56	<p>小見出し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員同士が支えあい、学び合う組織文化の育成 ・安心して長く働き続けられる環境の整備 	N037の見解のとおりです。
		57	4行目 適切な業務量管理は誰が行うのか	<p>学校教育法においては、学校の運営は校長の責任の下で行われることが規定されており、教職員の服務監督や校務の総括は校長の権限に属します。したがって、校内における業務量の把握・調整は、第一義的には校長のマネジメントの一環として位置付けられます。</p> <p>一方で、地教法及び学校管理運営規則に照らせば、教育委員会は学校の設置者として、教職員の勤務条件や配置、働き方改革の推進等について所管しており、人的配置や制度設計を通じて業務量の適正化を図る立場にあります。</p> <p>このように、業務量管理は学校内における日常的な業務配分・進行管理(校長を中心とした学校マネジメント)と設置者としての人的配置・制度的措置(教育委員会)が相互に補完しながら担うものであり、特定の一主体に限定されるものではありません。</p> <p>したがって、本方針における「適切な業務量管理を行い、」という表現は、こうした法制度上の役割分担を包括的に含意したものであり、あえて主語を限定せずに記述することで、学校と設置者の双方の責任による取組であることを示しているものです。</p>

6	<p>4. 学校マネジメント（運営管理、職員の働く環境等） (3) 学びのサポート体制 多様な学びのニーズに対応し、生徒一人ひとりの成長を支えるため、学校内外の専門人材が連携する支援体制を構築します。 その実現に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携や特別支援教育支援員等の専門スタッフを効果的に配置し、チームとして生徒を支える体制を充実させます。 また、地域や関係機関との連携を強化し、学習支援、生活支援、進路支援を一体的に推進することで、誰ひとり取り残さない学びの環境を整備します。</p>	58	<p>小見出し ・チームで生徒を支える体制の充実 ・誰ひとり取り残さない学びの実現</p>	<p>N037の見解のとおりです。</p>
6	<p>5. 地域や社会との連携・協働の体制 (1) コミュニティ・スクールの推進 本市では、学校だけで子どもを育てるのではなく、地域や社会と力を合わせた「地域とともに歩む学校づくり」を基本としてコミュニティ・スクールを推進し、子どもたちの成長を支える学校を目指しています。 今後はこの取組をさらに発展させ、地域の企業や働く人と連携し、出前授業や職場体験などを通して働くことの意味や本市の産業の魅力を学ぶ機会を拡充します。 また、地域の大人や専門家、卒業生などさまざまな人材と関わることで、教科の学習だけでは得られない経験や考え方に触れ、夢や生き方、人との関わりについて学ぶ機会を充実させます。 さらに、地域の自然や歴史、文化、雪国ならではの暮らしに親しむ学びなど、十日町市の特色を生かした体験的な学習を通して、ふるさとへの誇りや愛着を育みます。 これらの取組を進めるに当たっては、保護者や地域住民等で構成する学校運営協議会を中心にして学校と地域との連携を強化することで、協働による学校づくりを推進します。</p>	59	<p>…ソーシャルワーカー、AIコーチャーを入れてほしい</p> <p>小見出し ・働くことの意味や本市の産業の魅力を学ぶ機会の拡充 ・夢や生き方、人との関わりについて学ぶ機会の充実 ・ふるさとへの誇りや愛着の育成</p> <p>61 コミュニティスクール → 地域とともに歩む学校づくり</p> <p>62 4行目（現）今後はさらに発展させ（改）具体的には（理由）発展ではなく、子どもの成長を支える学校を目指す具体的な方策を説明していると解します。</p>	<p>本項の主旨と異なるため追記は適当ではないと解します。</p> <p>N037の見解のとおりです。</p> <p>コミュニティ・スクールは、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組みです。「コミュニティ・スクール」は学校運営協議会制度に基づく国の正式な制度名称であり、本方針においても制度的な位置付けや施策の方向性を明確に示す観点から、引用しています。なお、制度の主旨を明確にするため本文中に加えます。</p> <p>ご意見のとおり、当該箇所は「子どもたちの成長を支える学校を目指す」という前段の内容を受け、その実現に向けた取組を示す部分であることから、「具体的には」とすることで記述の意図はより明確になります。</p> <p>一方で、「今後はさらに発展させ」という表現には、これまでの取組の積み重ねを踏まえ、それを発展的に充実させていくという本市の姿勢を示す意味合いがあります。</p> <p>一方で、本方針は全体として個別具体の施策を詳細に示すものではなく、方向性や基本的な考え方を示す構成としており、説明の詳細を統一することを重視しています。</p> <p>したがって、方針全体の整合性の観点から、「具体的には」は用いず、現行の「今後はさらに発展させ」とする整理が適切であると考えます。</p>
6	<p>5. 地域や社会との連携・協働の体制 (2) 地域活動と交流の場づくり 地域におけるボランティア活動やイベントへの参加をとおして、生徒が地域の一員であることを自覚し地域社会とのつながりを深める機会の充実を図ります。 そのため、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動の仕組みを整え、地域全体で子どもを見守り、育てる体制を構築します。あわせて、学校を核とした地域づくりを進め、地域の将来を担う人材の育成や持続可能な社会の基盤づくりにつなげます。公民館や市民センター等の公の施設なども活用し、学校の内外に学びや交流の場を広げます。 また、放課後や休日においても、子どもたちが安心して過ごせる居場所を地域と協力してつくり、防犯や見守り体制を整備します。専門家や関係機関とも連携し、心や生活の面でも子ども一人ひとりを支えます。 スポーツや文化・芸術活動についても、地域の団体や施設と連携し、多様な活動の機会を確保します。加えて、保護者や保育園・小学校とも連携し、成長の節目を大切にしたい切れ目のない支援を行います。 このように、本市の中学校は地域とともに学び、支え合いながら、生徒の未来を育む学校づくりを進めます。</p>	63	<p>小見出し ・地域全体で子どもを見守り、育てる体制の構築 ・子どもたちが安心して過ごせる居場所づくり ・地域と連携したスポーツや文化・芸術活動の推進</p> <p>64 連携する相手を振興会などの地域自治組織や協議会など、具体的に示し、地域団体へ自覚と責任を示唆してもいいのでは？</p> <p>65 子どもたちの情報発信被害の保護と事故への未然防止のための専門分野の職種との連携体制の構築を計る。</p> <p>66 3行目 地域学校協力活動 → 地域と一体となって子どもを育む、学校を核とした地域づくり ※地域の将来を担う人材育成し、自立した社会の基盤づくり（地方創生2.0構想から）内容的に課題があるわけではありません。ただ、国の方向性も取り入れておく必要もあるのかなと感じました。</p>	<p>N037の見解のとおりです。</p> <p>ご意見のとおり、連携する相手として振興会などの地域自治組織や各種協議会を具体的に示すことは、地域団体の当事者意識や役割認識を高める観点から意義のある提案と考えられます。</p> <p>一方で、本項は特定の団体名を列挙することよりも、地域全体で子どもを支える体制づくりという方向性を示すことに主眼を置いています。また、コミュニティ・スクールの仕組みにおいては、学校運営協議会を核として、地域の実情や学校のニーズに応じて多様な主体との連携を柔軟に構築していくことが重要です。</p> <p>このため、あらかじめ特定の団体を限定的に記述するのではなく、学校運営協議会のもとで、振興会をはじめとする地域自治組織や各種団体等との連携のあり方を検討・構築していく余地を持たせることが、実効性の高い運用につながると考えます。</p> <p>ご意見のとおり、情報発信に伴う被害の防止や事故の未然防止に向けて、専門的知見を有する職種と連携する体制を整備することは、今日的な課題への対応として重要です。</p> <p>一方で、本項「地域活動と交流の場づくり」は、地域との関わりの中で学びや居場所を広げることが主眼としており、主として地域資源の活用や交流の促進に焦点を当てた構成となっています。そのため、情報モラルや安全対策といった専門的分野との連携体制の整備は、本項の趣旨とは整理の軸が異なります。</p> <p>したがって、本項に追記すると記述の焦点が分散するおそれがあることから、「3-(1)必要な教育体制」に必要な記述を加えます。</p> <p>ご意見のとおり、「地域学校協働活動」は単に学校支援の枠にとどまらず、地域と一体となって子どもを育むとともに、学校を核とした地域づくりへと発展していくことが期待されている取組です。また、国の方向性においても、地域の将来を担う人材育成や持続可能な地域社会の基盤づくりの重要性が示されており、本方針においてもその視点を取り入れることは意義があると考えられます。</p> <p>このため、本項の趣旨をより明確にし、国の動向も踏まえた内容とする観点から、ご指摘の要素を踏まえた記述を加えます。</p>

7	<p>6. 建設・運営に係る費用対効果</p> <p>本市の中学校施設は、全体の約7割が築40年以上を経過しており、外壁や屋上防水、設備機器などの老朽化が進行しています。これまで耐震化や必要な修繕を実施してきたものの、今後、安全で快適な教育環境を維持していくためには、大規模改修や長寿命化改修を計画的に進めていく必要があります。</p> <p>一方、現在の学校配置のまま施設を維持し続けた場合、多くの施設において同時期に更新・改修が必要となり、将来にわたり多額の財政負担が継続的に生じることが見込まれます。加えて、近年は建設資材や人件費の高騰により学校施設整備費が上昇しており、整備を先送りするほど将来の負担が一層増大することが懸念されます。</p> <p>また、生徒数の減少が進む中で、現在の学校配置を維持し続けることは、教育活動の活力や学習環境の充実の面においても課題があります。多様な学びや教育活動を充実させるためには、一定の集団規模の確保と教科教室型等の時代の変化に対応した機能的な施設整備が必要となっています。</p> <p>このため、本市においては、将来の教育環境の質の向上と安定的な財政運営の両立を図る観点から、学校の適正配置と施設の集約化を進め、学校統合を含めた計画的な施設整備を推進するものとします。</p> <p>新しい学校施設の整備に当たっては、安全・安心で快適な学習環境の確保を基本とし、主体的・協働的な学びを支える柔軟性の高い空間を整備します。あわせて、長期的な視点に立った維持管理コストの縮減と環境負荷の低減を実現し、将来にわたり持続可能な学校施設の充実を目指します。</p>	<p>67 費用について、数年後資材等がどれだけ上がってもきちんと建設するののか。</p> <p>68 14行目（現）両立を図る観点から（改）両立を図るために（理由）「観点」というより、「ために」の方が言葉のつながりが良いと考えます。</p> <p>69 15行目「新規に学校を建設することを原則としながら」を「観点から」の次に入れる。</p> <p>70 20行目（現）学校施設の構築を目指します。（改）学校施設の充実を目指します。（理由）構築という言葉が、少し硬いような気がします。</p> <p>71 1つの校舎？2つ、3つの校舎？</p>	<p>建設費の上昇については重要な課題と認識しており、物価動向や財政状況を踏まえ、整備時期や手法を柔軟に検討していきます。</p> <p>公共施設においては、新設と既存施設の改修・長寿命化を比較し、ライフサイクルコストの観点から最も合理的な手法を選択することが基本となります。</p> <p>学校の場合、現状のまま複数施設を維持した場合、将来的に改修時期が集中し、財政負担が増大することが想定されます。また、整備の先送りはさらなるコスト増につながる可能性もあります。この点、第3回会議資料「学校施設の現状と施設整備に係る費用等について」にてご説明のとおりです。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本市としては、これからの教育に求められる機能や学習環境の充実を図るため、新設を中心とした施設整備を基本に据えつつ、既存施設の改修コストとの比較を行い、費用と教育効果の両面から総合的に判断し、将来に必要な設備投資を行っていきます。</p> <p>ご意見のとおり、「ために」とすることで文のつながりが平易で分かりやすくなる側面はあります。</p> <p>一方で、本項は施策の目的のみならず、政策判断の立脚点や考え方を示す趣旨で記述していることから、「観点から」という表現を用いることで、教育環境の質の向上と安定的な財政運営を総合的に勘案していることを明確にしています。</p> <p>したがって、単なる目的表現にとどまらず、判断基準を示すため、現行の「観点から」という表現を維持することが適切であると考えます。</p> <p>No67の見解のとおりです。</p> <p>ご意見のとおり「充実」に改めます。</p> <p>校舎とは、学習や学校運営の中核となる諸機能を備えた施設を一体的に捉えるものであり（文科省：用語解説）、その配置や構成は一律に定まるものではありません。</p> <p>本市においては、生徒数の規模、導入する教育機能（教科教室型や多目的スペース等）、敷地条件、動線計画、防災性や管理効率などを総合的に勘案し、1棟型・複数棟型いずれも含めて最適な施設構成を検討していきます。</p> <p>その際には、学習環境の質の向上と安全性・利便性の確保、さらには維持管理面での効率性とのバランスを踏まえ、教育効果を最大化できる配置計画とすることを基本とします。</p> <p>したがって、現時点で校舎の棟数を限定するのではなく、今後の基本設計等の段階において具体的に整理していく考えです。</p>
8	<p>7. 新たな中学校の配置</p> <p>(1) 通学方法</p> <p>本市の中学校の再編にあたっては、すべての生徒が安心して通学し、学びに集中できるよう、安全性・利便性等に配慮した通学環境を整備することを基本とします。</p> <p>通学手段については、路線バスや鉄道などの公共交通を積極的に活用し、高校生や地域住民と共用できる通学体制の構築を目指します。一方、公共交通のみでは対応が困難な地域については、スクールバスを基本とした通学手段を確保し、駅や中継地点との接続など、地域の実情に応じた柔軟な運行を行います。</p> <p>通学時間については、「概ね45分以内（夏期）」を目安とし、特に遠距離や山間地から通学する生徒の負担軽減に配慮します。あわせて、冬季や豪雪期においても安全な通学を確保するため、待合所や登校時間の調整、必要に応じて宿泊施設の活用など、実情に応じた対応を行います。</p> <p>また、自転車や徒歩による通学についても位置づけを明確にし、通学路の安全点検や交通安全指導を継続的に実施します。</p> <p>学校の立地については、駅や交通拠点との関係を考慮し、通学のしやすさに配慮した立地を選定します。さらに、ICTを活用し、通学時の安全管理や通学・待ち時間を生かした学びの工夫、災害時等におけるオンライン対応を進めます。</p> <p>これらの取組を進めるに当たっては、交通事業者や地域団体、民間事業者等と連携し、地域全体で支える通学体制の構築を図ります。</p>	<p>72 1行目 登校時間？の時刻調整とは、どの様にするののか？</p> <p>73 2行目（現）施します。（改）行います。（理由）施しますという言葉は誤解を招きやすいと考えますので、ストレートに行うで良いのではないかと？</p> <p>74 3行目 徒歩による通学はどの位の時間をみているのか</p> <p>75 6～7行目「さらにICTを活用し、通学時のしやすさに～」→「さらにICTを活用し～ 災害時におけるオンライン対応を進めます。」本項は通学方法に関する項のため、「待ち時間を生かした学びの工夫」は別の項の記載を願う。「ICTを活用した交通情報や除雪に関する情報を共有し円滑な通学を図ります。」はどうでしょうか？</p> <p>76 8行目（現）通学体制の構築を図ります。（改）通学体制の整備を図ります。（理由）構築という言葉に違和感を覚えます。整備を行うくらいで良いのでは。</p>	<p>「登校時間の調整」は、生徒の通学実態や地域特性を踏まえ、学校・交通事業者・関係機関が連携して適切に判断・対応することになります。</p> <p>「行います」に改めます。</p> <p>現在は、徒歩通学の基準は原則として「夏期6km、冬期3km以内」としていますが、地域の道路条件や冬期の除雪事情等を考慮して交通機関の利用を認めています。今後も地域事情を考慮して検討することになります。</p> <p>ご意見の趣旨は、項目の整理として一定の合理性があるものと受け止めています。一方で、本項における記述は、単なる移動手段の確保にとどまらず、通学に伴う一連の時間と環境をいかに安全かつ有効にマネジメントするかという観点を含めて整理しているものです。</p> <p>まず、「通学・待ち時間を生かした学びの工夫」については、特に長距離通学となる生徒にとって日常的に発生する時間であり、その質の向上は通学環境の重要な要素の一つと捉えています。このため、通学方法の一環として位置付け、本項に記載することが適当であると考えます。</p> <p>また、「ICTを活用した交通情報や除雪情報の共有」については、「通学時の安全管理」にその趣旨を含めており、将来的な対応も見据えた包括的な表現としています。</p> <p>ご意見のとおり、「整備」と「構築」はいずれも適切に用いられる用語ですが、意味合いには一定の差異があります。</p> <p>「整備」は、既存の仕組みや環境を前提として、条件を整え充実させていくニュアンスが強いに対し、「構築」は、複数の要素を組み合わせながら新たな仕組みや体制を組み上げていく過程を含意する表現です。</p> <p>本項においては、公共交通とスクールバスの組合せ、地域の実情に応じた柔軟な運行、交通事業者等との連携など、従来の枠組みにとどまらない新たな通学の仕組みを形成していくことを意図しているため、「構築」を用いることでその趣旨をよりの確に表現しています。</p> <p>したがって、本方針の方向性を踏まえると、「整備」よりも「構築」とすることが適切であると考えます。</p>

8	7. 新たな中学校の配置 (2) 学校立地の選定 新しい中学校の配置及び立地の選定に当たっては、将来の生徒数の推移、地域の人口分布、通学環境、財政負担及び安全性等を客観的・総合的に勘案し、長期的に持続可能な教育環境の確保を基本とします。 立地選定に当たっては、次の視点を基本的な判断基準とします。 ア. 学校教育活動に必要な施設機能を十分に確保できる用地規模を有し、校舎、体育施設、運動場、駐車場、除雪スペース等を一体的に整備可能な適切な面積を有すること。 イ. 都市計画、農地制度、文化財保護制度等の法令上の規制に適合し、計画的かつ円滑な整備が可能であること。 ウ. 洪水・土砂災害等の自然災害リスクが低く、地盤の安定性を確保できるなど、安全性が十分確保されること。 エ. 生徒の通学における安全性及び利便性を確保する観点から、公共交通機関の活用が可能であり、冬期の通学条件にも配慮できること。 オ. 用地取得の実現性及び整備に係る経済性を踏まえ、長期的な財政負担の軽減が図られること。 カ. 周辺環境との調和が図られ、地域資源の活用や地域との連携を促進できる立地であること。 また、本市の人口減少及び人口集積の状況を踏まえ、公共交通の利便性が高く、教育・医療・行政機能等の都市機能が集積する地域を基本として選定を進めるものとします。	77	第一に、第二に…という表現ではなく、順位づけではないとかにしたらどうか	ご意見のとおり、本項における立地選定の視点は、いずれも相互に関連しながら総合的に判断されるべきものであり、特定の優先順位を設ける趣旨ではありません。 このため、「第一に、第二に…」という表現は序列を想起させるおそれがあることから、各視点を同格の判断基準として明確にする観点から、符号等による並列的な表記に改めることとします。
		78	6行目 必要な施設機能に自転車通学者用の「駐輪場」やスクールバス通学者用の「ターミナル」等追加(降りる場所が学校の中か外かで変わるとは思います)	自転車通学者用の駐輪場やスクールバス利用者のための乗降スペースについては、生徒の安全確保及び円滑な通学環境の確保の観点から、学校施設として適切に整備すべき重要な要素であると認識しています。 特に、徒歩・自転車・スクールバス等の通学手段が混在する中では、動線の分離や乗降時の安全対策、敷地内外の交通管理を含めた一体的な計画が求められます。 このため、駐輪場やスクールバスの乗降場所(ターミナル機能)については、配置や設置場所の在り方も含め、安全性・利便性及び管理面に十分配慮しながら、必要な施設機能として整備する方向で検討していきます。
		79	次の視点多くが採用できることを判断基準とします。	本項における立地選定の視点は、いずれも重要な判断要素であり、その多寡のみによって機械的に判断するものではなく、各視点の内容を踏まえて総合的に評価することを前提としています。 第5回会議資料においても、評価基準に基づき候補地を比較検討し決定する旨を示しているのとおり、立地選定は複数の観点をを用いた客観的・総合的な評価により行うものです。 このため、「多くが採用できることを判断基準とする」との表現に改めるのではなく、現行の「次の視点を基本的な判断基準とする」としたうえで、各視点に基づき比較検討し、総合的に判断する趣旨であることが適切であると考えます。
		80	19行目 教育・医療・行政・都市機能が集積する地域を基本として選定を進めるものとしますとあるが、現状の十日町市はそうになっているとは言い難い中、学校建設にあたり、これらの施設も移転するのか？	本項の「都市機能が集積する地域」とは、施設の移転を前提とするものではなく、既存の配置状況や都市づくりの方向性を踏まえ、利便性の高いエリアを基本として検討する趣旨です。 また、都市機能とは、都市が人々や企業の集積により社会生活上果たす役割のことであり、主に「商業」「行政」「医療」「福祉」「教育」「交通」などの分野における機能を指します。これらの機能は、各種の都市施設の立地によって具体的に発揮されるものです。十日町市立地適正化計画においても、これらの都市機能は市民生活を支える都市施設で構成されており、学校等の教育施設もその一つとされています。 したがって、学校は都市機能の一部として他の機能との連携を図りつつ立地するものであり、医療・行政施設等の移転を伴うものではありません。
		81	項タイトルの修正: 学校立地にかかわる小中連携(一貫教育)の選定 小学校: 1~4年生、中学校: 5, 6年生 基本は低学年性は親元から近い小学校で教育。5, 6年生は中学生と一緒に生徒会学習(教育)	ご意見の趣旨については、小中連携や一貫した教育の推進に関する考え方を示されたものと受け止めます。 本方針においては、小中一貫教育については教育内容や指導体制の連携により推進することを基本としており、学校立地の選定と直接的に結び付けて検討するものではありません。
その他	全体	82	そもそも1校にするための方針なのか？	本方針は、あらかじめ学校数を前提として定めるものではなく、将来の生徒数の推移や教育環境の充実などを総合的に勘案し、持続可能で質の高い教育環境を確保することを目的とするものです。 学校の配置については、必要な教育環境を実現するために最も適した在り方を、多面的な観点から検討した結果として導かれるものです。 したがって、あくまで将来にわたって望ましい教育環境を実現するための基本的な考え方と方向性を示すものです。
		83	十日町らしさは本当に必要です。日本で最も〇〇くらい	ご意見のとおり、「十日町らしさ」をどのように表現し、対外的にも分かりやすく示していくかはNo1で見解を示した通りです。 なお、「十日町らしさ」の具体的な中身や表現の在り方については、多様な視点からの共通認識を形成することが重要であることから、委員の皆様にご意見を伺い、その要素や方向性を整理した上で、表現や発信方法に反映していくことも有効な手法の一つと考えます。
		84	平板な文だという意見がありました。①ポリシー②コンセプト③方針をしっかりと認識して文章構成を	本方針は、いわゆる①ポリシー②コンセプト③方針といった用語区分を前提に整理するものではなく、行政が策定する教育方針として、まず「育てたい子どもの姿」や「目指す教育の姿」といった理念・ビジョンを示し、その実現に向けた教育のあり方や必要な環境整備の方向性を体系的に整理する構成としています。 また、本方針は、第三次総合計画や教育大綱といった上位計画に基づくものであり、これらが市の教育の羅針盤として位置付けられていることを踏まえ、その方向性との整合を図りながら具体化したものです。これらの各計画はそれぞれの役割を担いながら相互に関連し、全体として一体的な体系を構成する中で、本方針もその一部として位置付けられるものです。 すなわち、本方針においては前段に理念・ビジョンを置き、それに基づいて具体的な施策の方向性(方針)を展開するという構造を明確にしており、教育行政としての一貫性は確保されているものと考えています。